

## ○少年警察補導員制度運営要綱の制定について

平成25年12月27日  
例規第28号県警察本部長  
部・課（隊・所）長  
警察学校長  
警察署長

少年警察活動を効果的に推進し、もって少年の非行防止と健全育成を図るため、次のとおり少年警察補導員制度運営要綱を制定し、平成26年4月1日から実施することとしたから、効果的な運営に努められたい。

なお、少年警察ボランティア制度運営要綱の制定について（平成20年3月31日例規第9号）は、廃止する。

少年警察補導員制度運営要綱

### 第1 目的

この要綱は、少年警察補導員制度の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 任務

少年警察補導員は、少年の非行防止及び健全育成に資するため、次に掲げる活動を任務とするものとする。

- (1) 非行少年等の早期発見のための補導
- (2) 継続補導
- (3) 少年を取り巻く有害環境の浄化
- (4) 非行実態に即した健全育成活動
- (5) 非行集団に所属する少年を当該集団から離脱させ、非行を防止するための助言、指導及び相談
- (6) その他警察署長（以下「署長」という。）が指定した活動

### 第3 活動区域

少年警察補導員の活動区域は、その者の住居地を管轄する警察署の管轄区域内とする。ただし、少年サポートセンター運営要綱（平成12年3月16日例規第6号）第3の1に規定する地区少年サポートセンターが行う非行少年の立ち直り支援活動における活動区域は、当該立ち直り支援活動の区域とする。

### 第4 定数

少年警察補導員の定数は、別表のとおりとする。

### 第5 委嘱

1 署長は、管轄区域内の住民の中から、次に掲げる要件を具備する者について、あらかじめ学校又は地域、職域その他の防犯関係団体の代表者等の意見を聞いた上で、地域防犯協会長と協議して選考し、少年警察補導員推薦書（様式第1号）により、警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦するものとする。

- (1) 少年の非行防止及び健全育成に熱意を有すること。
- (2) 人格及び行動に社会的信望を有すること。
- (3) 健康で活動力を有すること。
- (4) 地域の実情に精通していること。

2 本部長は、1により推薦された者について審査を行い、適任者について、委嘱状（様式第2号）及び少年警察補導員の証（様式第3号）を交付し、少年警察補導員として委嘱するものとする。

### 第6 委嘱期間

1 少年警察補導員の委嘱の期間は2年とする。ただし、再委嘱することを妨げない。

- 2 少年警察補導員に欠員が生じたときは、補充することができる。ただし、補欠の少年警察補導員の委嘱の期間は、前任者の残任期間とする。

## 第7 解嘱

- 1 署長は、少年警察補導員が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、少年警察補導員解嘱上申書（様式第4号）により、本部長に報告しなければならない。
  - (1) 死亡したとき。
  - (2) 他の警察署の管轄区域内に転居したとき。
  - (3) 事故、病気等により、活動することが困難となったとき。
  - (4) 少年警察補導員から申出があったとき。
  - (5) 少年警察補導員に非行があったとき。
  - (6) その他少年警察補導員としての適性を欠くとき。
- 2 本部長は、1の報告を受けたときは、解嘱通知書（様式第5号）を交付し、解嘱するものとする。ただし、1の(1)に該当するときは、解嘱通知書の交付を省略することができる。
- 3 少年警察補導員を解嘱したときは、少年警察補導員の証を返納させるものとする。

## 第8 活動上の留意事項

少年警察補導員は、次に掲げる事項に留意して活動するものとする。

- (1) 少年の特性を理解し、愛情と忍耐を持って接すること。
- (2) 少年及び関係者の人格を尊重するとともに、活動中に知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (3) 少年警察補導員は、一般社会人としての立場で活動することを認識し、質問に対する回答の強要、所持品の強制的な検査等の過度の活動にならないようにするとともに、言動にも十分注意すること。
- (4) 活動に当たっては、関係する警察職員と緊密な連絡を取ること。
- (5) 活動に当たり、自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのあるときは、その活動を中止し、速やかに警察官に連絡を取ること。
- (6) 活動に当たっては、少年警察補導員の証を携行し、関係者に提示することができる。

## 第9 地区会、部会等

### 1 地区会の設置等

- (1) 警察署に、当該警察署管内の全ての少年警察補導員により構成する地区会を置く。
- (2) 各地区会において、少年警察補導員の互選により地区会を代表する会長を定める。
- (3) 地区会の庶務は、警察署の生活安全課（長野中央警察署及び松本警察署にあっては生活安全第一課、生活安全課が置かれていない警察署にあっては生活安全・刑事課）において行う。
- (4) 地区会の名称その他地区会の運営に必要な事項は、別に定める。

### 2 部会及びブロック会の設置等

- (1) 地区会に、地域の実情に応じて部会を設け、活動方法等について協議・検討等を行うことができる。
- (2) 地区会に、警察署管内の複数の地区又は複数の市町村の少年警察補導員により構成するブロック会を置くことができる。
- (3) 1の(2)及び(4)の規定は、部会又はブロック会を設置した場合について準用する。

- 3 署長は、活動に関する事項について連絡し、又は協議する地区会の会議を年1回及び必要と認めるときに開催し、少年警察補導員の知識及び技術の向上を図るものとする。

## 第10 報告

署長は、少年警察補導員が活動中に事故に遭ったとき及び少年警察補導員の活動について関係者から苦情があったときは、直ちに本部長に報告しなければならない。

## 第11 その他

署長は、少年警察補導員名簿（様式第6号）を備え付け、委嘱又は解嘱の状況を明らかにしておかなければならない。